

ご存知ですか？

限度額認定証は原則、申請・提示が不要です！

現在、全国の約9割の医療機関等で、オンラインで保険の資格情報を確認できるシステムが導入されています。システム導入済みの医療機関等では、マイナ保険証(※)の利用または資格確認書の提示と本人の同意で、限度額の適用を受けることができるため、市への申請は原則不要です。

※保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードのこと

システムを導入している
医療機関等の確認はこちら



マイナ保険証で受診

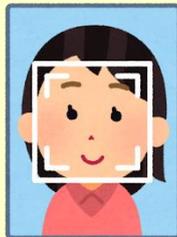
1. 受付

マイナ保険証を
カードリーダーに
置いてください。



2. 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を
入力してください。



自動的に限度額が適用されます。

資格確認書で受診

1. 受付

資格確認書を
医療機関等窓口へ
提示してください。



2. 意志の伝達

口頭で
「高額療養費制度
の利用」の希望を
伝えてください。

限度額の適用をお
願います。



(注意) 特定疾病療養受療証をお持ちの方は、証の提示が必要です。

非課税世帯で、長期入院(入院日数90日超)の認定を希望される方は、これまでどおり申請が必要です。詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

お問い合わせ先: 東広島市役所 国保年金課 082-420-0933